

# かつしか 区議会だより

## 第1回定例会

2月	17日	本会議（議案の付託等） 予算審査特別委員会
18・19・21日		特別委員会（都市基盤整備） 常任委員会（保健福祉、建設環境、文教、総務）
25日		議会運営委員会
26日		本会議（代表質問・一般質問）
27日		本会議（一般質問、議案の議決等）
3月3～6・9日		予算審査特別委員会
11日		予算審査特別委員会 議会運営委員会
12・13・16・17日		常任委員会（保健福祉、建設環境、文教、総務）
18・23・24日		特別委員会（地域活性化・区民サービス向上対策、危機管理対策、都市基盤整備）
25日		区議会議員協議会（全員協議会）
26日		議会運営委員会
27日		本会議（議案の付託・議決等） 常任委員会（保健福祉） 議会運営委員会

主な内容 2・3面…代表質問 3・4面…一般質問 5～7面…予算特集 8面…可決された議案ほか

No.244 令和2年（2020年） 4月25日発行 葛飾区議会 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎3695-1111 FAX5698-1543



スポーツクライミングセンターと桜（東金町運動場）

## 令和2年度予算が成立

選択的夫婦別姓制度の審議を求める意見書などを可決

今回の定例会では、区長の所信表明を受け、4会派からの代表質問と、8名の議員から一般質問が行われました。また、令和2年度葛飾区一般会計予算をはじめとする区長提出議案など24件と、選択的夫婦別姓制度の審議を求める意見書など、議員提出議案3件が可決されました。

## 可決された意見書（要旨）

今回の定例会では次の意見書2件を可決し、関係機関に送付しました。  
（件名の下の☞は意見の分かれた意見書です。各会派の賛否は8面に掲載）

### 選択的夫婦別姓制度の審議を求める意見書 分

2018年2月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認と答えた国民は66・9％となり、反対の29・3％を大きく上回った。特に多くの人が初婚を迎える30歳から39歳における賛成・容認の割合は84・4％にのぼる。

また、同年3月20日の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務づけている国は、世界で日本だけであることを法務省が答弁した。男女同権の理念に則り、2003年から日本政府に対して改善勧告を続けてきた国連女性差別撤廃委員会は、2016年3月の第7回及び第8回報告に対する最終見解において、改めて「女性が婚姻前の姓を保持できるよう夫婦の氏の選択に関する法規定を改正すること」を求めている。

1996年2月26日に法制審議会が民法改正を答申してから24年が経過しようとしているが、未だ選択的夫婦別姓制度を導入する法改正の見通しは立っていない。最高裁判所は2015年12月16日に、夫婦同姓規定を合憲とする一方、「選択肢が設けられていないことの不合理的」については裁判で見出すことは困難とした上で、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にはかならない」と、民法の見直しを国会に委ねた。しかし、4年以上にわたって議論が進まないために、2018年には選択的夫婦別姓を求める裁判が4件も提起されている。

平均初婚年齢が30歳前後の現代においては、婚姻前に個人名で信用・実績・資産を築く人が増えている。改姓によってこれまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や、旧姓の使用で不利益・混乱が生じる例もあり、それを避けるために結婚を諦める人、事実婚を選ばざるを得ない人が一定数いることは事実である。このような現状に鑑みても、最高裁判決の趣旨を踏まえて議論を進めていく必要があると考える。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、選択的夫婦別姓を可能とする法制度について、積極的な議論を推進するよう強く求める。

### 中高年のひきこもりに対する実効性のある支援と対策を求める意見書

政府に対し、中高年のひきこもりは、個人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受け止めるべき大変重要な課題と捉え、次の事項について早急に取り組むことを強く求める。

- ①より身近な場所での相談支援を行うため、自立相談支援機関の窓口アウトリーチ支援員を配置し、同行相談や信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援を実施すること。また、自立相談支援の機能強化に向けたアウトリーチ等を行うための経費については、新たな財政支援の仕組みを創設すること。
- ②中高年のひきこもりにある者に適した支援の充実を図るため、区市町村による「ひきこもりサポート事業」のさらなる強化を図ること。具体的には、中高年が参加しやすくなるような居場所づくりやボランティア活動など就労に限らない多様な社会参加の場の確保、さらには、家族に対する相談や講習会などの取り組みを促進すること。

③「8050問題」など世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に対応できるよう、「断らない相談支援」や「伴走型支援」など、区市町村がこれまでの制度の枠を超えて包括的に支援することが出来る新たな仕組みを構築すること。

政治家の寄附は、禁止されています。また、暑中見舞等時候の挨拶状（答礼のための自筆のものを除く。）を出すことも禁止されています。

議員等政治家が、お祭り、親睦旅行会、会合などの行事に寄附や差し入れ等をしたり、お祝い金（出産・新築等）、贈り物（お中元・お歳暮等）をすることは、公職選挙法により罰則をもって禁止されており、要求した人も罰せられます。